

鎌倉市教育委員会 令和2年6月定例会会議録

○日時 令和2年(2020年)6月24日(水)
9時30分開会 10時50分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、下平委員

○傍聴者 1人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 鎌倉市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開について

イ 行事予定(令和2年(2020年)6月24日～令和2年(2020年)7月31日)

日程2 議案第9号

鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程3 議案第10号

鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

日程4 議案第11号

鎌倉市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

日程5 協議事項

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想について

安良岡教育長

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、傍聴については、極力、ご遠慮いただいていることから、教育委員会6月定例会についても、会議の音声データを希望者に対して貸出を行うこととすることをご承知おきいただきたい。それでは、定足数に達しましたので、委員会は成立した。これより、6月定例会を開会する。朝比奈委員から本日所用のため会議に出席できない旨の届出があったため報告する。本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。では日程に従い議事を進めさせていただく。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

5月の教育委員会にて学校の再開、あるいは教育委員会施設の再開についてご意見をいただいたところである。

学校については5月の25日から29日までオンラインによる生活支援ということで先生と子どもたちとオンラインによる朝の会を開催したが学校によっては朝一番だけでは終わらず、午前中いっぱい時間をかけて順番に取り組んでいたところもあった。なお、6月1日から分散登校を始めた。教育委員会関係の施設については6月に入り順次再開をしたところだが、これら詳細についてはこの後の課長等の報告にてご説明する。

(2) 部長報告

教育部長

私からは一点、市議会6月定例会の概要についてご報告させていただく。市議会6月定例会については6月の10日から開会され、本日24日14時からの本会議を経て定例会が終了するというので、日程については15日間である。通常的一般質問は一人2時間という申し合わせが議会の中であるが、今回は新型コロナウイルス対策ということで時間内での申し合わせを新たにして、無所属議員については一人30分。会派に属する議員については一人1時間ということで持ち時間を制限した中での一般質問が行われた。そういった関係から、今回の一般質問については全体で5人という中で、教育部関連は4人の議員からのご質問をいただいた。

まず、千議員からは、小学校低学年の児童に対する教師の対応ということで、いじめへの指導についての内容のご質問をいただいた。

竹田議員からは、コロナ過における子どもたちの学びの保障ということで私共が実施したオンラインホームルーム、また、学校再開にあたっての感染症防止対策、学びの保障、休業短縮に伴う教室や給食室の暑さ対策についてご質問をいただいた。

高野議員からは、子どもを守り豊かな成長と発達を保障する取組として長期休業時における児童虐待、子どもたちへの過度の負担にならないように柔軟な学校の対応、取組をしてもらいたいということと就学援助の柔軟な対応を行ってもらいたいといった内容のご質問をいただいている。

くりはら議員からは、学校施設空調換気衛生設備による新型コロナウイルス感染拡大の危険性への対策についてということで、学校施設における空調、衛生設備がどのようなものを使っているのかという事と学校でどういう対応をしていくのかという内容の質問であった

また、6月15日に開催された教育こどもみらい常任委員会については、補正予算の1件と

2件の報告をさせていただいた。補正予算については国から借りている大船中学校の用地の賃貸借料に値上げがあったため、これに対する増額補正をさせていただき、総務常任委員会において意見は特になかった。

続いて、総合教育会議で皆さまのご意見をいただき、教育大綱の改定したため、その内容について教育こどもみらい常任委員会に報告させていただいた。結果については多数の了承ということであった。

また、これまで学校等で対応してきた新型コロナウイルス対策への取組状況についても併せて報告をさせていただいて了承を得たところである。

引き続き6月18日に開かれた総務常任委員会では、先ほどの大船中学校の用地賃貸借料の増額補正については総員の賛成をいただいた。この総務常任委員会を経て本日14時から開催される定例会での議決という流れとなっている。併せて、総務常任委員会において、教育大綱の改定について総合教育会議の事務局である共創計画部からも併せて報告をしている。総務常任委員会については、教育部の所管常任委員会ではないため、教育部次長兼教育総務課担当課長が関係職員として入室して報告をしたところである。こちらについては特段の意見もなく了承となっている。

最後に今ご報告したように教育部関連の補正予算については、本日14時からの議会本会議において議決いただけるものと考えている。

文化財部長

文化財関連の議会についての報告をさせていただく。一般質問に関しては今回文化財関連は一切なかった。教育こどもみらい常任委員会においては、本日協議事項として協議いただく「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の策定について報告し、総員の了承を得たところである。

(質問・意見)

下平委員

報告事項の右側に多数了承と総員賛成というのがあるのだが、賛成と了承は内容によって違うということなのだろうが、この多数というのは、反対者がいたということによいか。

教育部長

そのとおりである。全員の了承を得た場合な了承としているが、全員ではない場合は多数としている。

下平委員

その点に関して今後の参考として、どのような点が了承いただけなかったのか。

教育部長

改定をした教育大綱の内容において、様々な質問をいただき、その答弁を踏まえた上で、了承がいただけなかったということである。

(3) 課長等報告

ア 鎌倉市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開について

安良岡教育長

では次に課長報告に移る。報告事項のア「鎌倉市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開について」、報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

鎌倉市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開について報告する。議案集1ページをご覧ください。市立小・中学校並びに教育委員会施設の再開については、先の教育委員会5月定例会時点における再開方針の考え方を説明させていただき、御意見等を頂戴したことに感謝する。5月定例会時点における学校の再開については、分散登校を行いながら再開をしていくこと、また、感染拡大防止対策としては、家庭での検温等を実施するとともに、手洗いやマスクの着用、換気の徹底など、また、学びの保障として、夏季休業期間の短縮や学校行事の中止又は延期を、教育委員会が所管する公共施設の再開については、密集、密接、密閉の三つの「密」を避けることを基本に、利用人数、時間の制限など、条件を設定することや、ソーシャルディスタンスの確保、消毒の実施など感染拡大防止対策への取組などを行うこととし、段階的に再開をしていくことを説明させていただき、概ね再開方針の考え方についてご了承をいただいたところである。

なお、学校の再開にあたっては、ご了承をいただいた再開方針を、本日、配付している議案集の2ページから5ページのとおり、学校再開ガイドラインとして、国や県から示されたガイドラインを参考としつつ、校長会との協議を経てとりまとめた。

学校再開ガイドラインに付随して、議案集の6ページから7ページのとおり、具体的な登校方法や夏季休業期間の短縮等をまとめている。分散登校については、小中学校ともに6月1日（月）から、一斉登校については、小学校は6月22日（月）、中学校は6月29日（月）としている。

公共施設の再開については、再開方針を踏まえつつ、各公共施設に関連する各種団体等がまとめた、新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに準じた対応を図ることとして、再開の決定をした。

各公共施設の再開日程については、感染拡大防止対策や周知等の事前準備が整った施設から順次決定し、6月8日（月）から生涯学習センターと鎌倉歴史文化交流館が、6月9日（火）から地域館を含む中央図書館が、6月15日（月）から鎌倉国宝館がそれぞれ再開した。

今後も、子どもたちや施設利用者の安全・安心を第一に考え、学校の教育活動、各施設の

運営に取り組んでいく。

(質問・意見)

下平委員

今の説明の中で、2ページと7ページに出席停止扱いについて記載があるが、これは欠席扱いとはしないとのことだが、保護者から連絡があって熱があるので休ませるといときは出席停止であって、欠席にはしないということになるのか。つまり連絡がないときに欠席となるのか、不登校の日数計算等をどのようにしていくのかを伺いたい。

教育部次長

基本的には子どもの体調不良や、新型コロナウイルスの状況に不安がある際は、保護者から連絡をいただくわけだが、これについては出席停止という扱いとなる。連絡がなかった場合は学校から連絡をするということになっている。

下平委員

学校からの連絡で熱があることがわかった場合は、出席停止の扱いとなるのか。連絡が取れれば欠席にはならないということでしょうか。

教育部次長

そのとおりである。基本的に通常の風邪等であれば欠席となるが、この状況であると同時に、国や県からも話が入っているため出席停止の扱いとしている。また、保護者に対しては休む場合は連絡をするよう通知しており、連絡がない場合は学校から連絡するという事になっている。

下平委員

そのあたりはすごく気を付けなければならないところであると思う。大人でもそうだが、しばらく出席しない日が続いた後に動きはじめるというのは時間がかかることであると思う。なんとなくだるいから行きたくないということが続いてしまうとそのまま不登校に繋がる、あるいは精神的な問題は深刻化していくということは考えられる。欠席扱いとしないということで、こういったところを見過ごしていくと後で大きな問題になりかねないので、注意をさせていただきたいと考える。

山田委員

感染症対策についてであるが、現在のところ国が入出国をコントロールしている状況であるが、今後状況が改善ってきて、保護者の方々がいろいろと動くようになった場合だが、例

例えばインターナショナルスクールや私立学校等では、保護者が海外に渡航して帰国したあとに、14日間自宅待機するため、子どもも自宅待機するというガイドラインができてきているようだが、鎌倉市はどのように対応するのか。また、学校が再開していろいろとイレギュラーなことはあると思うが、学校が再開したあとの状況、なにか問題があるか、子どもたちの様子について伺いたい。

教育部次長

まず、海外の渡航があった場合についてだが、これも国や県に則っており14日間の自宅待機という措置については変わらない。今後、国や県の方針が出された際には、また検討はする。学校の再開に伴って、全ての学校から様子を聞いているわけではないが、コロナウイルスが怖いから休ませるという声は少ないと聞いており、基本的に子どもたちは元気に登校している。

小学校は月曜日から一斉登校になったということで、換気するなどの密にならない方策を学校の方で取り組んでもらっている。ただ、先生が見ているとはいえ、子どもたちは休み時間になると近づいてしまうこともあるようである。また、登下校についても仲の良い子ども同士が近づいてしまうことがあるようだが、これについても各学校で指導している現状である。授業についても、小学校は一斉なので全員が参加しているので、席を2m離すとまではいかないが、密にならないよう各学校で工夫して授業に取り組んでいる。中学校については26日までが3時間ということで、中学生は小学生とは違うが、小学校と同様に工夫して取り組んでもらっている。

安良岡教育長

今まで少ない人数で、教室で授業を受けていたが、40人近い人数で一緒に授業をすると、中には教室に入れられない子がいるのが心配な点であり、各学校が対応を考えているところである。

齋藤委員

このコロナウイルスの中で、子どもたちが家庭にいて不安な中、分散登校から始まり徐々に慣らしていただいているというところはとてもよかったと思う。不安であるが友達と会って、楽しく遊ぶことができる。子どもたちの登下校を見ることがあるが、学校から帰るときはやはり開放されているので、楽しそうにおしゃべりしながら帰っている。こういった様子を見ると子どもたちは学校に行くのが一番よいのだと思う。マスクはしているが、やはり子ども同士で近づいているのをみると、これは仕方がないのだと思う。子どもらしさともいえる。こういった様子を見ていると、早くコロナウイルスが解決してほしいと思う。

そういった中で、オンラインでホームルームをすることを子どもたちが楽しみにしているところもあって、離れているが故に子どもたちや先生との繋がりを大事にした子どもたちの気

持ちを聞くのだが、このオンラインでホームルームをすることでのトラブルなどがあれば伺いたい。

教育部次長

トラブルについては特に聞いていない。各校長からは子どもたちが楽しく学校生活を送っていると聞いている。

安良岡教育長

議案集の4ページにあるとおり、児童生徒が感染した場合には、保健所と協議を行いながら、学校の閉鎖という措置をとることになる。その際は、オンライン生活学習支援でいろいろなことできないか検討していきたいと考えている。

(報告事項アは了承された)

イ 行事予定(令和2年(2020年)6月24日～令和2年(2020年)7月31日)

安良岡教育長

次に報告事項のイ「行事予定」について、報告があればお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

行事予定については議案集8ページのとおりである。鎌倉国宝館、歴史文化交流館の開館については、コロナウイルスの対応に伴い、期間を延長している。鎌倉国宝館、歴史文化交流館の開館にともなう再開運営については、6月19日に県域をまたぐ緩和について国から方針が出されたことにより、運用の方法を若干変えている。内容をいくつか紹介すると、市内居住者限定を外したことや、事前予約を不要としたなどである。コロナウイルス感染症対策については引き続き行っていく。

(報告事項はそれぞれ了承された)

2 議案第9号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

安良岡教育長

次に日程の2、議案第9号に入る。「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の2、議案第9号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集の9ページから11ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施した、鎌倉市立小学校及び中学校の臨時休業により、欠けた授業時数の確保を目的とし、夏季休業日及び冬季休業日を変更するため、「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正するものである。

令和2年度においては、規則第5条第1項第4号に規定する夏季休業日については、「7月21日から8月31日」を「8月1日から8月23日」とする。また、同項第5号に規定する冬季休業日については、「12月25日から翌年1月7日」を「12月26日から翌年1月5日」とする。この規則は、公布の日から施行することとする。以上で説明を終わる。

(質問・意見)

安良岡教育長

7月については31日まで給食を出すということで準備している。中学校3年生については進路の関係もあり、特別授業ということで8月17日から21日まで午前中だけ、授業時間をとることとした。

山田委員

この日程自体はよいのだが、この夏季と冬季の休業日の短縮によって、遅れた授業時間は大方取り戻せると考えてよいか。また、これは意見なのだが、今回の新型コロナウイルスに関していろいろな分析や意見がでていっている中で、新型コロナウイルスに対応していただくだけではなく、私たちの生活、考え方、ライフスタイル、価値観などそういったもののパラダイムシフトであることが間違いないと思う。このため学校教育の在り方についてももしかしたら大きく変えなければならないときなのではないかと考える。学習スタイルや通学スタイル、果たして学校に週5日行くことがよいのかなど、ここで今議論するということではなく、今後、先を見通した学校教育の在り方についてはどこかで議論されるのか。総合教育会議なのか、教育委員会になるのかはわからないが、これを機会に今後のよりよい学校教育の在り方については、オンラインも含めて議論されるべきと考える。

教育部次長

まず授業時数であるが、各学校で年間計画を立てている。どこまで取り戻せるかというところは、まだ計画の段階なのでなんとも言えないが、一学期については行事を延期または中止したということや、二学期についても大きな行事については延期または中止にして、基本

的にはそこに授業を入れているので、三学期以降はまだどうなるかは決まっていないが、授業確保の取組をしているところである。

先ほどのご意見については、他にもいろいろな意見があると思う。一つは9月入学というものも話がでてくる。こういったものについても話がでてくれば検討していくことにはなるかと思うが、当面は今できることをしていくことが最優先であると考えている。

下平委員

今山田委員からあったような今後の教育の在り方については、基本的に文科省から自治体に話が下りてきてからということになると思うが、このあと第2波、第3波、冬になって感染が広がるということは当然起こりうる。そういったことも視野に入れた対応を考えて始めておくべきと考える。その時になって右往左往して、子どもたちや保護者を振り回すことのないようにお願いしたい。

齋藤委員

授業再開の大事さと、お休みの期間を変えて登校日にしていくということで、保護者も子どももある意味、安心できたと思う。学校行事が削られることは私自身、本当に残念である。子どもたちが活躍できる場を失わせてしまうことは残念だが、子どもたちの学習という点を考えると仕方がないと思う。すべてを取り返すことはできないが、少しでも子どもたちのために教育の場をとという考えについて感謝したい。

山田委員

先ほどの意見について補足させていただきたい。下平委員がおっしゃったとおり、確かに大きな教育方針については国が定めることではあるが、一方で、市町村単位で推進しているものもある。例えば先日、他市のオンラインのセッションを聞いたときに、その市町村では数年前から子どもたち一人ひとりにタブレットを与えるということを日本においても先進的に行っていて、プログラミング能力が非常に高いということである。この新型コロナウイルスの状況においても問題なくオンラインによる教育に移行できたということである。たまたまこういった先進的な事例を聞きかじっただけではあるが、いろいろな市町村でいろいろな取組をしていて、休校の間、地方のテレビ局から授業をしているような市町村もあると聞いている。その場の対応も重要ではあるが、こういった大きな変化があったときに気付いたことや得たものは、しばらくすると日常に戻って忘れがちなので、忘れる前に行動を起こしていった方がよりよい教育につながっていくのではないかと思う。教育に関わる人たちに意識を高く持ってほしいということを感じている。

教育部次長

GIGA スクール構想ということで、今年度中に1人一台のタブレットを貸出していき、授業に取り入れていくということである。どのように取り入れていくかについては検討中である。

やはり今はこういった時代であるため、タブレットを使った授業の有効な部分もあるので、今後うまく使っていきたいと考えている。

安良岡教育長

昨年教科書を見ていただいたときに、QRコードがいっぱい出ていて、やはり子どもが1人1台タブレットがあればそれで見ることができるので、そういう授業の改善が必要だと思う。おそらく今度の中学校の教科書にもそういう資料がたくさんあると思う。そういったものを活用するという点においては、やはりタブレットがあるということが有効である。また、このように臨時休校になった時に子どもたちと常に連絡をとることができることも重要であると考える。

また、齋藤委員から先ほど話があった行事についてであるが、修学旅行は、小学校の修学旅行は5月を延期して1月にできそうということで調整している。冬の日光なので、雪が降っているかもしれないが、何とかできる予定ということである。今近隣の話を知っていると、9月に修学旅行に行く予定であった市町村があるが、そこは中止にするということである。一学期に予定していた学校行事が後ろ倒しになったことでその余裕がないための中止ということである。中学校については、学校ごとに対応しているので、ばらばらではあるが、なんとか二学期に行く予定である。二学期に予定を組むことができない場合は、三学期に何らかの形で、一泊程度で行く予定である。各学校とも運動会、体育祭等は実施予定ではあるが、内容をどうするかについては学校で検討しているところである。子どもたちも、毎日授業ではつらいところもあるので、子どもたちが活躍できる場面を作っていきたいと思っている。

山田委員

今の修学旅行を1月に実施するということだが、なぜ1月なのかを伺いたい。インフルエンザの流行や寒さ、コロナウイルスが再流行する恐れがある中で、状況的にはよくないのではないかと考えるが、やはり予約がとれないなどの理由があるのか。

安良岡教育長

11月まで大体小学校の日光の修学旅行の予定が入っており、そこを過ぎて12月、1月の初めは一般のお客さんの予定が入るので、それが終わらないと旅館が対応できない。旅館の予約状況に応じて日程が決まり、JRの専用列車を動かすことができるかを含めて、小学校の校長会の修学旅行担当が調整をして、この日程が調整できたということである。各学校がバスで行くということも考えられるが、そうすると新たな旅館を探すことになるので、それも難しいところがある。小学校については全体で行くことができるのが1月という日程が決まったことである。山田委員からあったとおり、風邪が流行してこの時期の実施も難しいという状況になるかもしれないが、現時点ではこの日程に延期をしたということである。

(採決の結果、議案第 9 号は原案どおり可決された)

3 議案第 10 号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

安良岡教育長

次に日程の 3、「鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第 10 号「鎌倉市社会教育委員の委嘱について」の提案の理由を説明する。議案集 12 ページ、13 ページをご覧ください。鎌倉市社会教育委員は、社会教育法及び鎌倉市社会教育委員条例の規定に基づき、定数を 10 名として委嘱している。委嘱の基準は、平成 23 年文部科学省令第 42 号により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から当委員会が委嘱している。このたび、重田委員は定年退職の理由により 3 月 31 日付けで、近藤委員、山本委員、坂井委員及び中井委員は、選出団体の役員変更により交代したことから、当委員会の承認後、6 月 30 日付けで解嘱する。後任の委員は、解嘱する 5 名の選出団体から推薦していただき、7 月 1 日付けで委嘱する予定である。

なお、後任の委員の任期については、前委員の在任期間である令和 2 年 10 月 31 日までとなる。以上で、説明を終わる。

(採決の結果、議案第 10 号は原案どおり可決された)

4 議案第 11 号 鎌倉市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

安良岡教育長

次に日程の 4、「議案第 11 号鎌倉市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部次長

議案第 11 号、「鎌倉市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」の制定についてご説明する。議案集の 14 ページから 16 ページをご参照いただきたい。学校における働き方改革の推進に伴い、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、同法第 7 条において、文部科学省が、教育職員の業務量の適正な管理等に関する指針を定めた。これは、平成 31 年 1 月 25 日に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が指針に格上げされ、実効性が強化されたものである。これに伴い、

県教育委員会及び市町村教育委員会においても、その所管に属する教育職員の在校時間の上限等に関する方針を定めることとされたため、鎌倉市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を制定しようとするものである。内容については、教育職員の業務時間について、原則、1か月において45時間以内、1年において360時間の範囲内とするよう、教育委員会が適切な管理を行うものとする。

(質問・意見)

下平委員

県の決まりに基づいて作られたものであると事前に伺っており、これについて罰則はないと思うが、現状を考えると45時間というのはとても厳しいと思う。例えばこの45時間を超えているということをどのように誰が把握して、どう指導していくのかというところをお伺いしたい。

教育部次長

まず、在校時間については、出退勤管理システムを導入している。中学校については今年の9月から実施している。小学校についても今年の11月から実施している。今の時期は新型コロナウイルスの影響で、定時で帰る職員が多いが、当然、管理職が45時間を超えないように十分見て、声掛け等をしていただく。教育委員会としても各学校からの時間数の報告があり、また、各学校で毎月1回衛生懇談会を必ず行うということになっているので、そういったところで見えていくということである。先ほどもあったとおり罰則はないため、45時間を超えないように指導していくということになる。

山田委員

勤務時間の考え方だが、校外での勤務も在校時間とするということだが、今回の新型コロナウイルスによるリモートワークや、先生が在宅でオンライン授業を行うというようなことも可能性があると思うが、それも時間にカウントするという理解でよいか。

教育部次長

そのとおりである。

山田委員

形式的なことであるが、国が定めたものを受けて県が規則を制定しているが、さらに市町村も独自に制定する必要があるということがどうしてなのか伺いたい。基本的には国の定めたことを踏襲するということだと思っただけだが、市町村が独自で制定するということがあるか。

教育部次長

市独自ということは考えていない。

教育部長

市がなぜ規則を定めなければならないのかという点は、県費の教職員ではあるが、鎌倉市の教職員ということになるため、市教委の服務監督の管轄になる。サービスの中での業務量の管理ということになるため鎌倉市の教育委員会が規則を定めるということになる。

齋藤委員

業務内容の適切な管理を行うということだが、1か月45時間はとても苦しいと思う。仕事内容が軽減されず、時間だけが削られるというのはまずいことだと思う。それを考えると、難しいということはあるのだが、人員配置の部分を考えていただかないと、職員のことを本当に考えているということにはならないのではないかと強く思う。

教育部長

今齋藤委員がおっしゃったことも踏まえて、教育委員会としても職場環境改善プランに基づいて、先生方の働き方改革の一環として様々な取組をしているところである。一例でいうと夏休みの間の休校もそうであるし、出退勤の導入についてもそうである。様々な取組をしていながら、こういったことを実施していかなければならないと考えおり、引き続き先生方の業務改善に繋がるような働き方の改革は続けていかなければならないと考えている。また、新たにこういった規則を制定することで、一方で先生方にも意識を持っていただきたいとも思う。これまでと同じようなやり方でやっていくのではなく、自分の心身が疲弊していくことを防止するために意識を変えていただき効率的に業務を進めていただきたいと考えている。ただ、そういった先生方の意識改革や、私どもの働き方改革とは別に、マンパワーで変えていかなければならない部分については、国等に教員の加配を要求しつつ、適正な対応をしていきたいと思う。

齋藤委員

今のお話は大変ありがたい。安心した。また別の話で、公立ではないある私学の話だが、オンラインで会議をしたとすると、家庭にいることになるので、会議時間が無制限になる恐れがあるということを知った。学校であれば勤務時間が決まっているためある程度、時間の区切りがつくが、家庭でのオンライン会議はこういったことにも気を付けなければならない。オンラインであっても会議をする時間というのは学校で決めていかなければいけないということを含んで考えていただきたいと思います。

下平委員

一点確認なのだが、現在、先生方が家庭からオンラインで配信することはあるのか。今までは学校で配信と伺っている。

教育部次長

学校から配信している。

下平委員

今後は考えていかなければならないと思うが、これから家庭から配信していくとなるとセキュリティ問題、環境整備など大変な問題に繋がっていく可能性がある。私自身もオンラインの夜間の会議に疲弊しており、睡眠時間も削られるという状況である。オンラインやリモートはよいことばかりではない。もし、今後そういった、家庭からのオンライン会議や配信が行われるのであれば、そういったあたりの管理をどうするかは考えなければならない。基本的には学校からの配信にしておかないと、家庭の環境整備がどの程度できているか、音や光などに至るまで準備と対策を考える必要があると考える。

山田委員

皆さまの発言も踏まて、先ほどの私の発言にも関わってくるが、一方でオンラインの良さもある。私の子どもが通う学校では、全面的にオンラインになっているので、メリットとデメリットを聞くことがある。あるいは、ブリティッシュスクールを視察して感じたことでもあるが、全員に一斉に知らせることや、一方的に授業を行うという点でオンラインは優れている。同じことがクラスに限らずできる、先生による格差がなくなる、例えば英語の授業だと直接先生とやり取りができるため、添削などもその場でレスポンスがあることで習得が早くなるなどの良さがたくさんある。こういったことも踏まえて、先ほどもあった学習スタイルに繋がるのだが、例えば学校に行った方がよいもの、集団ディスカッションや体育、音楽活動など皆でやらなくてはできないこと、つまりリアルでやるべきこととオンラインでやった方が、精度が上がるものを考え直していく時期、それによって時間短縮や効率があがることで、こういった勤務体系の改善にも繋がると思う。本当はこういったことは全体を設計してやらなければならないが、今年は現状に対応していくことで精一杯だと思うが、どこかの時点でベストな在り方を考えていくとよいのではないかと思う。今はリアルとオンラインの逆転とよくいわれるが、実際に会うことが特別でオンラインが日常という状況がビジネスの世界では起きているので、教育の観点からも考えていくことで勤務体系の改善にも繋がっていくと思う。

(採決の結果、議案第 11 号は原案どおり可決された)

5 協議事項 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想について

安良岡教育長

次に日程の5、協議事項「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想について」協議する。説明をお願いする。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

日程の5協議事項の「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の策定について」ご説明する。

議案集の17ページをご参照いただきたい。説明の前に資料の差替えがある。資料1の鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）の25ページ、委員名簿にある委員長及び副委員長の表記、また、観光協会推薦の委員について表記を改めたため、会議前に差し替えをしている。

それでは、説明に入る。鎌倉市にふさわしい博物館基本構想については、令和2年2月定例会の当委員会で説明させていただいたが、委員名簿に関して平成31年3月の第1回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会を開催後、令和2年5月までに計4回の検討委員会を開催し、委員より意見を頂くとともに、パブリックコメントによる市民から意見公募を反映し、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）を作成した。

それでは、委員及びパブリックコメントによる市民からの主な意見を反映し、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）において追記、修正した内容について説明させていただく。

資料2「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）の概要」をご覧いただきたい。意見公募を受けて追加した箇所は青字、修正した箇所は青字に下線を付して表記している。また、委員の意見で追加した箇所は赤字にて表記している。各章にて追加、修正した点は、第1章及び第4章になる。第1章 基本構想策定に向けての「1 鎌倉市を取り巻く現況について」については、パブリックコメントにて「中世以前の歴史や近世史への視点が抜けている」などの意見をいただいた。これについては基本構想（案）の1ページに中世についての言及だけに偏らないよう追記した。また、検討委員会の委員より、「第1章内で鎌倉国宝館の設置について触れた方がよい」という意見をいただいた。意見を反映し、2ページに新たに第1章1（3）として「鎌倉市における歴史遺産・自然環境の保護」の項目を設け、鎌倉国宝館建設のいきさつなどにも触れ、鎌倉市における近代から現代にかけての文化財保護の取組について追記した。第4章 事業活動「4 教育普及機能」については、パブリックコメントにおいて、資料のデジタル化を求める意見が寄せられた。意見を反映し、17ページに各所蔵資料のデジタル化の検討について追記した。また基本構想全体に関わる部分では、「策定主体がどこなのか明記すべきである」、「基本構想内で用いた用語に親しみが持ちにくい」などの意見があった。これについては、巻頭に「はじめに」を設け、主体が鎌倉市教育委員会であることを明示した。また、巻末22ページから28ページにかけて、用語集、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会設置条例、委員及び幹事名簿、検討経過を追加した。以上

が委員及びパブリックコメントによる市民の意見を反映し、追加、修正した内容となっている。素案に追加修正したものが、資料1「鎌倉市にふさわしい博物館構想（案）」となる。また、資料3に、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（素案）に対する意見公募結果についてという表題で、意見公募結果の概要を配付した。今後の予定については、教育長決裁を経て、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を策定していく。本日は、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）をご確認いただき、内容についてのご協議をお願いします。

（質問・意見）

安良岡教育長

「はじめに」は策定主体がどこなのかを明記すべきという意見のために、これが入ったということなのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

そのとおりである。指摘をきっかけに、通常こういった構想（案）については大きな視点としての導入部分を入れたということである。

下平委員

差替えになった委員と幹事名簿についてである。名簿はすべて令和元年ということで、今も継続中ということでよいと思うのだが、空白だったところに入っている方はあえて令和元年9月30日までとなっているが、この方はもう今はいらっしゃらないということでしょうか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

そのとおりである。観光協会からは当初、小池委員が推薦されたが、9月30日をもって観光協会を退職されたということで委員から外れている。観光協会から推薦がない状態であるため、この名簿の10月25日の時点では空欄となっている。

山田委員

以前も説明があったと思うが、サテライト衛生施設の位置づけに関して、この図にあるような博物館の中心的な部分に歴史文化交流館があつて、それぞれの文化施設とはオンライン上で繋がるということでしょうか。サテライトでどのように繋がるのか仕組みをもう一度ご説明いただきたい。オンライン美術館やアート体験を中継でやって実際に訪れるのは、また次のステップというようなことが、いろいろな美術の世界でも起きている。当初、描いていた仕組みとオンライン化の流れとで何か変わることがあるか。

文化財部長

資料の14ページの図式をご覧いただいていると思うが、そもそものエコミュージアムの概念というものがコアつまり中核施設、一定のエリアに展開する現地に保存され、公開されている施設ということでサテライト、これらを有機的に結びつけるために、発見の小径という概念がもう一つある。これは実際には散策路という物理的なものと、山田委員がおっしゃったオンラインという手法も入ってくると考えている。今後、いろいろな手法を組み合わせながら、鎌倉の市域に存在するサテライトの候補を検討していくのだが、そういったものを結びつけていき、そこでコア施設がそのガイダンスとなる。このガイダンスというのも単なる道案内というわけではなく鎌倉エリアの中で文化的、歴史的にどういう位置づけでサテライトが展開するのかというところを情報発信していく。そのツールとして当然ながらオンラインも有力な手法として入ってくると考えている。

安良岡教育長

これで今日いただいた意見があっても、基本的にはこのまま決めていくということでしょうか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

本日の協議のあと教育長決裁を経て策定となる。今お見せしているのが最終案となるので基本的にはこのままいきたいと考えている。ただこれは構想であるので、今後は基本計画などで具体的に計画性のあるもの、委員会を立ち上げて作っていくことになる。今回については構想をこのようにするという内容をご協議いただいているということである。

山田委員

構想はとても意義のあるものだと思う。これが実際に動き出したら、コアであることの認知をどのように行うかということが課題になると思う。よいものを作っても訪れる人からの認知がないとそもそも使ってもらえないということになる。現段階では構想であるから、今後の展開やタイムライン、事業スケジュールについては、本日の内容では協議しないという認識でよいか。

文化財部長

大まかにはなるが、21ページに事業スケジュールがあり、令和2年度に基本計画、令和3年度には実施計画ということは謳っているが、実は現時点ですでに新型コロナウイルスの影響で3か月遅れているという状況である。

詳細な組立てについては、基本計画の中で組んでいく予定ある、これを構築するための細かな取組も必要となる。これをどのような順序でそう組み立てていくかは基本計画の中で練っていくということになる。現時点では大まかにこのようなスケジュールであるということをご理解いただきたい。

齋藤委員

この資料を拝見し、この新型コロナウイルスの影響下で、これだけのことを構築されたことにありがたいと感じる。これが実際に構築されたときには、鎌倉市として素晴らしい事業となっていくと感じており、心強く思う。ぜひ実現していただきたい。

(協議事項「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想について」は了承された)

安良岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、6月定例会を終了する。